

車両通行止め

町道淀川線紀元杉約 800m先から淀川登山口区間

町道淀川線のうち紀元杉約 800m先から淀川登山口までの区間は道路決壊のため**車両通行止め**となっています。(徒歩での利用は可能です)

淀川登山口をご利用の場合は路線バス(紀元杉バス停から登山口まで約 1.7 km/徒歩約 30 分)をご利用いただくか、車両利用の場合は、通行止めから 400m 手前までの駐車可能区域に駐車してください。駐車は、緊急車両などを妨げないように、駐車禁止箇所、カーブや道幅の狭い場所へ駐車はご遠慮ください。

規制区間	町道淀川線のうち紀元杉約 800m先から淀川登山口までの区間
規制期間	令和 5 年 8 月 7 日(月)17:00~ (1年以上の期間を要する見込み)
規制内容	車両通行止め (徒歩での通行可)
規制理由	道路決壊 のため
工事に関する問い合わせ	屋久島町建設課 TEL:0997-43-5900



[観光に関する問い合わせ] 屋久島町観光まちづくり課 TEL:0997-43-5900